

第20回 総会議事録

1 開催の日時 平成31年2月26日(火) 午後2時00分～午後2時45分

2 開催の場所 松江市役所 本館西棟5階 「防災センター」

3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第116号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 第117号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 第118号 松江市農用地利用集積計画の決定について

報告第39号 会長専決処分の報告

報告第40号 事務局長専決処分の報告

4 出席委員(18名) 欠席委員(0名)

1番 宮廻 彰夫(出)	2番 富士本 数彦(出)	3番 高橋 裕典(出)
4番 青砥 芳美(出)	5番 磯部 美津子(出)	6番 勝田 達雄(出)
8番 永江 りえ(出)	9番 矢野 秀行(出)	10番 清水 秋廣(出)
11番 足立 裕子(出)	12番 吉岡 雅裕(出)	13番 榎原 篤(出)
14番 渡部 文明(出)	15番 吉岡 幸雄(出)	16番 岸本 定朝(出)
17番 浅野 真治(出)	18番 古藤 一郎(出)	19番 三島 進(出)

5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	豊島 耕	農地係副主任	成瀬 夏希
農地係長	浅野 剛志	農地係副主任	高尾 祥和
農地係主幹	大田 和孝	農地係主事	伊藤 謙
農地係主任	野津 慎一		

6 会議内容

- 議長 (三島会長) 定刻になりました。ただ今から第20回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席はありません。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。3番の高橋委員、4番の青砥委員にお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の成瀬副主任と伊藤主事にお願いします。
- 事務局 議事に入る前に、事務局から、事前説明があるようです。事務局より、説明願います。
- 議長 お手元の総会次第をご覧ください。当初、総会の開催案内の際には、「非農地確認について」を議題としていましたが、後日取り下げられまして、今月の議題からは除かせていただきます。つきましては、本日の議題は、3件となりました。以上です。
- 事務局 事務局の説明のとおり、本日は、「非農地確認について」の議題が無くなり、3件の議題を取り扱うこととなります。
- 議長 それでは、議第116号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。
- 事務局 (議案朗読)
- 議長 それでは、議第116号、今月の農地法第3条の許可申請について、ご説明します。お手元の議案の2ページと併せて「農地法第3条説明資料」をご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権移転の案件が1件2筆です。
- 議長 それでは、61番の案件をご説明します。申請は、西尾町の田2筆を贈与されるものです。譲渡人、譲受人はご覧の通りです。譲渡理由、譲受理由ともに、家庭の事情によるものです。
- 議長 譲受人の世帯は、トラクター、コンバイン、田植え機等の農業用機械を所有されております。取得後は、引き続き水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。
- 議長 なお、現地調査ですが、地元の松浦美幸推進委員に現地確認と写真を撮ってきてもらいました。2月13日の現地調査日には、その写真をもとに地元の農業委員を含む現地調査班1班の委員さんに確認していただきました。現地はきれいに耕作されており特に問題もなく1班全員で許可相当であると確認されました。
- 議長 以上、本案件は、農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程、よろしく願いいたします。
- 議長 それでは、事務局から、現地調査班による調査に替えて、地元の松浦美幸推進委員により、農地の状況調査がなされているとの説明がありました。ついては、これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
- 議長 (なしの声)
- 議長 ないようでございますので、採決いたします。議第116号について、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。
- 議長 (異議なしの声)
- 議長 ご異議なしということですので、議第116号については、原案のとおり許可することに決めます。
- 議長 次に、議第117号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

始めに、5条の89番と、関連する90番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は大庭町のそれぞれ1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、申請地から500m以内に松江南高校と育英幼稚園があり、上下水道の敷設された道路に面した土地であることから、いずれも第3種農地と判断いたしました。転用目的は89番が個人住宅、90番が住宅敷地です。転用面積は89番が369㎡、90番が35㎡で、所要面積もそれぞれ同様です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、89番は申請地を造成して個人住宅1棟を建築するものです。また、89番の建築にあたり測量を行ったところ、隣接する住宅の中に境界が入り込んでいることが判明したことから、90番で宅地部分について転用申請を行うものです。なお、90番につきましては追認案件ではありますが、始末書の提出は求めておりません。事業の詳細、資金計画につきましてはそれぞれご覧のとおりです。

次に、5条の91番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は大庭町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、申請地から500m以内に大庭小学校と大庭幼稚園があり、上下水道の敷設された道路に面した土地であることから、第3種農地と判断いたしました。転用目的は建売住宅です。転用面積は459㎡、所要面積は隣接する雑種地を含む881.02㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を造成し、建売住宅4棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

続いて、5条の92番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は東出雲町出雲郷の合計3筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。転用目的は駐車場です。転用面積は1,106㎡、所要面積も同様の1,106㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を、隣接地に開設する保育所の職員及び保護者用の駐車場として整備するものです。なお、保育所の建設予定地は市街化区域内の雑種地で、既に申請者が所有権を取得しています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

続いて、5条の93番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町佐々布の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内の用途地域です。農地区分は、用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。転用目的は個人住宅です。転用面積は246㎡、所要面積も同様の246㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を造成し、個人住宅を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条の94番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町西来待の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内のその他区域です。農地区分は、第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、平成30年11月19日付で農振除外が決定しています。転用目的は工場用地です。転用面積は494㎡、所要面積は隣接する山林、宅地を含む2,070㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を造成し、食料品製造工場を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条の95番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は秋鹿町の2筆です。都市計画区分は市街化調整区域の緩和C区域です。農地区分は第2種農地と判断いたしました。転用目的は専用住宅です。転用面積は138㎡で、農地以外を含めた全体の所要面積は250.34㎡となります。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を造成し、分家住宅を建築するものです。その他詳細・資金計画につきましては記載のとおりです。

最後に5条の96番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は下佐陀町の1筆です。都市計画区分は市街化調整区域の緩和B区域です。農地区分は、申請地の500m圏内に2校の教育施設があり、上下水道管が敷設された道路の沿線であるため3種農地と判断しました。転用目的は兼用住宅です。転用面積、所要面積ともに525㎡となります。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を造成し、兼用住宅を建築するものです。その他詳細・資金計画につきましては記載のとおりです。

以上、上程しました5条8件につきましては、農地法第5条第2項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

それでは現地調査班からの報告をお願いします。

89番、90番についてですが、事務局の説明どおり、南、西、北側に既に住宅が建築されており、それぞれに50cmから150cmくらいの高さのコンクリートの壁が設置されていました。周辺への影響はないものと考えました。91番は、整地されており、北側の法面が5m以上あるような場所でしたが、まだコンクリート擁壁等は設置されていません。周辺の農地の利用への支障は生じないと考えました。92番は、説明どおり保育園の職員・保護者の駐車場で、保育園がまだ建築されていないので、関連性が明確ではなかったのですが、保育園と駐車場との間に狭い道を挟んでいることでの安全面の不安を多少感じました。周辺への支障・影響はないものと考えます。93番は、説明どおり畑地の一角を個人住宅にするものです。さらにほかにも販売する模様で、看板も建てられていました。周辺への支障・影響はないものと考えます。95番は、緩和区域内で、分家住宅であることから、周辺への支障はないと考えました。96番は説明どおり3種農地で問題はなく、他への影響はないと確認に対しました。以上です。

ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

ないようでございますので、採決いたします。本案件について、全てが、島根県農業会議からの意見聴取が不要であります。議第117号について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしということですので、議第117号については、原案のとおり許可することに決めます。

次に議第118号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

(議案朗読)

それでは議第118号「松江市農用地利用集積計画の決定について」のご説明をいたします。

議 5 番 委 員 長

議 長

議 長

議 長

事 務 局

始めに農用地利用集積計画の所有権移転についてご説明いたします。所1は、川津地区、田1筆の売買による所有権移転です。売り手の方は、労力不足により売りたいとの要望があり、買い手の方は、経営規模拡大のため買いたいとの要望があったため、今回農用地利用集積計画に挙げ所有権移転するものです。売買価格については、お手元の議案のとおりです。続いて所2は、八雲地区、田3筆の売買による所有権移転です。売り手の方は、労力不足により売りたいとの要望があり、買い手の方は、経営規模拡大のため買いたいとの要望があったため、今回農用地利用集積計画に挙げ所有権移転するものです。売買価格については、お手元の議案のとおりです。続いて農用地利用集積計画の相対契約についてご説明いたします。まず利1から利10は秋鹿地区の案件で、このうち利4が新規の案件です。利11は古江地区の新規案件です。利12から利14は生馬地区の案件で、このうち利14が新規の案件です。利15と利16の一部は川津地区の更新案件です。利16の一部は持田地区の更新案件です。利17は朝酌地区の更新案件です。利18は持田地区の更新案件です。利19から利27は朝酌地区の案件で、このうち利21が新規の案件です。利28から利33は持田地区の案件で、このうち利29が新規の案件です。利34から利37は本庄地区の更新案件です。利38から利47は竹矢地区の案件で、このうち利41、利45が新規の案件です。利48は乃木地区の更新案件です。利49から利66は大庭地区の案件で、このうち利61から利66が新規の案件です。利67から利75は忌部地区の案件で、このうち利69が新規の案件です。利76から利85は鹿島地区の案件で、このうち利79が新規の案件です。利86から利103は東出雲地区の案件で、このうち利88、利90が新規の案件です。利104から利123は八雲地区の案件で、このうち利111から利115、利122が新規の案件です。利124から利128は玉湯地区の更新案件です。利129から利138は宍道地区の案件で、このうち利132から利138が新規の案件です。利139から利241は八東地区の案件で、このうち利139から利141、利148、利149の一部、利150から利219、利221から利241が新規の案件です。利242は玉湯地区の新規案件です。以上、今回の利用権設定における相対契約の地目別面積は、田364, 471㎡、畑164, 762㎡、合計面積529, 233㎡となります。

続きまして、利用集積計画の転貸契約についてご説明します。始めに転1から転4は大野地区の更新案件で、JAの転貸です。転5から転36は秋鹿地区、JA転貸案件で、このうち転5から転7が新規の案件です。転37は古江地区の新規案件で、JAの転貸です。転38から転156は古江地区の機構転貸案件で、このうち転112から転121の一部まで、転122から転126、転128から転129、転154から転155が新規の案件です。転157から転165は古江地区の更新案件で、JAの転貸です。転166と転167は古江地区の更新案件で、機構の転貸です。転168から転193は生馬地区、機構転貸の案件で、このうち転173の一部、転186、転190が新規の案件です。転194から転202は生馬地区の更新案件で、JAの転貸です。転203から転216は川津地区の更新案件で、JAの転貸です。転217から転223は川津地区、機構転貸案件で、このうち、転221と転222が新規の案件です。転224と転225は朝酌地区、機構転貸案件で、このうち転224と転225の一部が新規の案件です。転226から転231は朝酌地区の更新案件で、JAの転貸です。転232から転235は持田地区の更新案件で、JAの転貸です。転236は本庄地区の更新案件で、JAの転貸です。転237は竹矢地区の新規

案件で、機構の転貸です。転238から転240は竹矢地区の更新案件で、JAの転貸です。転241は大庭地区の更新案件で、JAの転貸です。転242から転244は乃木地区の更新案件で、JAの転貸です。転245は忌部地区の更新案件で、JAの転貸です。転246は東出雲地区の新規案件で、機構の転貸です。転247から転258は玉湯地区、機構転貸案件で、このうち転251から転258が新規の案件です。転259と転260は宍道地区の新規案件で、機構の転貸です。以上、今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田938, 808㎡、畑16, 851㎡、合計面積955, 659㎡となります。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたが、大変な件数ですのでしばらく精査の時間を取りたいと思います。

それでは確認が終わったと思いますので、審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。はい、どうぞ。

16番委員 16番です。転239について確認ですが、栽培品目は野菜になっていますね。

事務局 はい、野菜となっています。

16番委員 わかりました。ありがとうございます。

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第118号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第118号については、原案のとおり決定することに決めます。

次に、報告に入ります。報告第39号「会長専決処分の報告」、報告第40号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。

(報告)

議 長 報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。以上で議事を終了しましたので、第20回松江市農業委員会総会を閉会いたします。

以上のとおり会議の顛末を記載して議事録を作成し、ここに署名する。

平成 年 月 日

会 長

委 員

委 員